

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	生活困窮者自立支援事業		会計名称		一般会計		担当課	福祉課	
			予算科目	3 款 1 項 1 目	事業番号	894	所属長名	米湊明弘	
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）						担当責任者名	影浦ひとみ	
法令根拠等	生活困窮者自立支援法						実施期間	【開始】	令和／平成 27 年度
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造							【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし
	心の通った社会福祉の推進								
総合計画における本事業の役割	地域の実情に応じた支援体制や支援メニューを作り上げていくため、社会福祉法人に本事業を委託することにより、地域と行政それぞれが補完し合いながら、ネットワーク組織の構築を進める。								
事業の対象	生活保護を受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。				事業の目的		1生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る。2支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、福祉関係者や地域住民、関係機関との連携等による解決を図ることができる地域づくりを目指す。		
事業の内容 (整備内容)	○自立相談支援事業：就労その他の自立に関する相談支援、情報提供、事業利用のための計画の作成など。 ○住居確保給付金の支給：離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の「住宅確保給付金」を有期で支給。 ○就労準備支援事業：一般就労に向けた基礎的な能力の形成から個別の支援を行う。 ○家計改善支援事業：家計の「見える化」を図ることで、家計管理の自立を目指す。				昨年度の課題に対する具体的な改善策		引続き、関係機関との連携を密にし、個別相談に応じていく。		

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
財源内訳	直接事業費	9,120	15,642	131	0	0	15,555	住居確保給付金申込件数	件	2	2	0	1	
	国庫支出金	6,848	11,205	0	0	0	11,204							
	県支出金	0	0	0	0	0	0	生活困窮者相談件数	件	306	50	36	57	
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	2,272	4,437	131	0	0	4,351	就労準備支援件数	件		5	1	2	
職員の人工（にんく）数	0.51	0.51				0.51								
1人工当たりの人件費単価	7,841	7,794				7,794								
※ 直接事業費＋人件費		13,119	19,617				19,530	家計改善支援件数	件		5	2	6	
主な実施主体		社会福祉法人伊予市社会福祉協議会		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		委託料（1、2ともに必須事業であるため、国の負担割合は4分の3）								
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計			
						15,027	15,027	15,027	15,027	15,027	75,135			
成果指標	指標	相談件数	単位	⇒	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標	毎年度				
			件		目標	40	50	50	50					
	指標設定の考え方	生活困窮から脱却することを目指しているが、まずは生活困窮者が活用できる制度・サービスの利用を積極的に促し、生活再建へ結びつける必要があることから、相談件数を成果指標とする。	実績		148	57								
			指標で表せない効果		就労支援による就労、その後の就労継続のフォローアップ等									

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)			今年度から新規開始した2事業に関しては、事業の周知、対象者把握を進めている。委託事業者情報共有を図り、事業計画の推進に努めたい。									
事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	事業成果・工夫した点・事業の苦勞した点・課題	生活困窮に関する相談に対しては、まるごと相談担当者、ケースワーカーが同席し、相談者の課題整理、状況に応じて委託先の社協につなぐなど連携を図り実施に努めた。新規事業の対象と思われるケースに関しては、社協と連携し、事業につながるよう努めた。				
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4							
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	4							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		A	生活困窮に至る事情は個々に異なり、継続支援を希望する相談者は少なく、継続支援を希望する方も、行動変容は難しく、自立に向けた支援の難しさがある。			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3							
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。	3							
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		B				
			コスト効率	5 4 3 2 1 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3							
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。	3							
	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 生活保護申請に至る前段での支援相談を行うことにより、自立した生活が送れるようにすることにより、安定した生活が送れるようにするための事業であり、継続すべき事業と判断する。				
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4							
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	4							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D			A			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3							
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。	4							
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		A	事業推進については、受託事業者である社会福祉協議会との取り組みが重要となる。市と連携をとり適正な事業推進が図られていた。コロナ禍緩和により相談事案も落ち着いてきたものの、多種多様な案件があり迅速な対応及び協議連携が必要である。 なお、引き続き適宜事業実施状況の確認を行い、必要に応じて指導・助言等を継続して行う必要がある。			
			コスト効率	5 4 3 2 1 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3							
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							

施 策 を 踏 ま え た 判 断	二 次 判 定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 「生活困窮者自立支援法」等に基づき、生活保護に準じる生活困窮者等に対し、関係機関連携により早期の支援を実施することは、経済的・社会的自立へ繋げるための有効な施策であるが、長期化するコロナ禍において相談事案が増加・複雑化していること等を踏まえ、引き続き関係機関との密な連携に努め、迅速で丁寧な対応に努める必要がある。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容
------------	------	----------------------

今後の方向性（ACTION）

の 経 営 最 終 者 判 断 議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	